

個人事業者の皆さん!

平成17年分から消費税が変わります

売上高が1000万円を超えたら 消費税の申告・納税が必要です

個人事業者の皆さん、平成16年4月から、消費税の課税事業者の範囲が「前々年の課税売上高が1,000万円を超える事業者」になったのを「こ存じですか。これまで消費税の納税が免除されていた「前々年の課税売上高が3,000万円以下」の個人事業者の方も、平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合は、平成17年分から新たに申告・納税義務が生じます。申告はまだ先ですが、今から準備が必要です。



消費税法の改正で 課税事業者の範囲が拡大

消費税は、商品や製品の販売、サービスの提供などの取引に対して、広く公平に課される税金です。この消費税は消費者が負担し、それを受け取った事業者が、国に納めるしくみになっています。

これまでは、「前々年の課税売上高が3,000万円を超える事業者」が消費税の課税事業者となっていました。平成16年4月から「前々年の課税売上高が1,000万円を超える事業者」に課税事業者の範囲が広がりました。

成17年分の消費税から、新たに申告・納税義務が生じることになります。

新たに課税事業者となる方は 今から準備が必要です

個人事業者の平成17年分消費税の申告・納税は平成18年1月から3月までと、まだ先ですが、そのために、今から次のような準備しておく必要があります。

課税事業者届出書を提出する

平成15年分の課税売上高が1,000万円を超え、新たに課税事業者となる個人事業者の方は、速やかに「課税事業者届出書」を所轄の税務署に提出しなければなりません。課税事業者届出書は、税務署に置いて

あるほか、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）からもダウンロードできます。

納付税額の計算方法を選ぶ

納付税額は「一般課税」で計算するのが原則ですが、前々年の課税売上高が5,000万円以下の個人事業者の方は「簡易課税」を選択することもできます。一般課税にするか簡易課税にするかによって、納付税額に差が生じる場合があります。どちらの方法を選ぶかは、慎重に判断しましょう。

平成17年分に新たに課税事業者となる方が簡易課税を選択する場合には、平成17年12月31日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。なお、申告時になってから、計算方法を変更することはできませんので、ご注意ください。

帳簿の記入と請求書などの保存を

「一般課税」で申告・納付する個人事業者の方は、平成17年1月1日から課税仕入れなどの事実を帳簿に記録すること、また、それらの取引を証明する請求書などを保存することが必要となります。

これらは、仕入れや経費の支払いの際の消費税分を控除するために必要なもので、原則として、これらの両方が保存されていない場合、その課税仕入れなどに係る消費税分の控除を受けることができません（支払対価の額の合計額が3万円未満の場合、やむを得ない理由がある場合は請求書などの保存を要しません）。また、これらの帳簿や請求書などは7年間保存しておくことが義務づけられています。

消費税の課税対象事業者になるかどうかチェックしましょう



平成15年分の課税売上高は1,000万円を超えていますか？

スタート
これまで消費税の申告・納税は免除されてい
ましたか？
(前々年の売上高3,000万円以下)

はい

いいえ

平成17年は課税事業者になります。「消費税課税事業者届出書」を速やかに所轄の税務署に提出してください。

平成17年も引き続き消費税の免税事業者です。消費税の届出・申告は必要ありません。

平成15年分の課税売上高は5,000万円を超えていますか？

はい

いいえ

一般課税

平成17年1月1日から、課税仕入れなどを記載した帳簿と請求書などの両方の保存が必要です。

簡易課税

平成17年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

納付税額の計算方法はどちらを選びますか？

一般課税と簡易課税

一般課税

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れなどに係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れなどに係る消費税額(実額)}$$

簡易課税

課税売上げに係る消費税に事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れなどに係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - (\text{課税仕入れに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率})$$

みなし仕入率

専業区分	主な事業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業	70%
第4種事業	飲酒店業、金融・保険業など (第1、2、3種および第5種事業以外の事業)	60%
第5種事業	不動産業、運輸通信業、サービス業	50%

詳しくは「ご相談ください」

「ご不明な点は、国税庁ホームページまたは、最寄りの税務署にお尋ねください。また、記帳指導を希望される方には、税理士などの指導機関を通じた無料の個別指導を行っていますので、最寄りの税務署（個人課税部門）までご相談ください。